

県立西はりま特別支援学校 機械警備業務委託 仕様書

1 一般的事項

- (1)業務名称 兵庫県立西はりま特別支援学校機械警備業務委託
- (2)業務場所 兵庫県たつの市新宮町光都1丁目3番1号
- (3)委託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間の長期継続契約)
- (4)業務範囲 この仕様書(別紙1および別紙2を含む。)に示す範囲

2 業務の目的

兵庫県立西はりま特別支援学校において機械警備システムにより、火災、盗難等を防止するとともに、夜間及び休日等における防犯体制を強化し、学校施設の円滑な運営に寄与するため。

3 業務の仕様

(1)業務計画

受託者は、事前に業務計画書を作成し、委託者の承認を受けること。その際、学校行事等に支障のないよう万全を期すこと。

(2)警備方法

異常感知装置、自動通報装置及び緊急要員対応を組み合わせた機械警備システムとすること。

(3)警報機器類

受託者が業務実施のために設置する警報機器類は、受託者の所有に属するものとする。

ただし、令和7年3月末現在設置されている買取機器(委託者である県が所有する機器)については、委託期間の始期において取り替えてもよいこととする。その場合、新機器に係る経費(設置費を含む。)は、委託料に含めて算定すること(別紙1)。

なお既設買取機器の撤去については、この委託契約の業務に含まず、別途工事とする。

(4)警備要領

- ① 警報機器類は、異常事態が発生した場合、速やかに受託者の監視センター等受信機器を設置する施設(以下「基地局」という。)へ自動通報する機能を有すること。
- ② 警報機器類は、発生した異常事態を感知・記録する機能を有すること。
- ③ 基地局では警報受信装置を常時監視し、異常事態発生時その状況を的確かつ迅速に判断して、警備対象施設の安全を維持するために必要な措置を講ずること。
- ④ 基地局で異常事態を確認した場合、あらかじめ届け出を受けた委託者の責任者に電話で緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄の消防署ならびに警察署へ通報し出動を要請すること。
- ⑤ 受託者の緊急要員は、基地局の指示に基づき、警備対象施設の異常事態に即応し、最大限の安全確保につとめるとともに、その状況を基地局へ報告すること。
- ⑥ 夜間または休日の警備に関して、委託者は、警備対象施設の火災、盗難その他事故を防止するため必要な措置を行ったのち最終退出者が施錠確認を行い、警備開始の状態にして退出する。また最初の出勤者は、開錠し、警備解除の状態にすること。

(5)機器仕様(取り替え工事において検査する事項)

- ① 使用する回線が万一切断された場合、基地局で認知できること。
- ② 委託者が警備システムを操作するため、専用のカード等を利用できること。
- ③ 自動通報装置は停電時バックアップ機能を有し、万一の事故に対応できること。
- ④ 異常事態の発生時、警報装置が接続されている電話回線を委託者が使用中であっても、通話を強制的に遮断し基地局へ自動通報できること。

- ⑤ 委託者がシステムを操作する専用カード等を紛失した場合、あるいはデータ等の変更を要請した場合、速やかに対応できること。
 - ⑥ 警備システムの通信回線は、事業者によりモバイル機器を設置し、信号を送出すること。
 - ⑦ 警備システムに含まれる警備対象施設内の配線は、受託者において敷設すること。
- (6)その他
- ① 受託者は異常事態に対処したとき、速やかにその内容を委託者に書面で報告すること。
 - ② 警備上必要な鍵等は、委託者、受託者相互に保管し、受領書をもってその所在を確認すること。

4 その他特記

委託業務の処理に関して生じた損害については、受託者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

(別紙1)

買 取 機 器 一 覧

令和7年3月末現在設置されている買取機器は、次のとおり。

機 器		数 量	設置場所
電気錠	電気錠コントローラ	2	管理棟玄関・体育館出入口
	遠隔操作器	1	管理棟事務室
	スケジューラ	1	管理棟事務室
	テンキーリーダー	2	管理棟出入口
キーボックス	鍵収納ボックス	2	管理棟運転員室・体育館玄関ホール

警 備 対 象 室 一 覧

令和7年3月末現在の機械警備対象室は、次のとおり。

ブロック	棟名	階	室名
1	管理棟	1	校長室・事務室・応接室 事務室倉庫(金庫)
2	管理棟	2	職員室・放送室・印刷室・ 進路指導室・資料室(金庫)
3	特別教室棟	1	保健室
4	特別教室棟	2	コンピュータ室
5	体育館・プール棟	1	事務室・トレーニング室

(別紙2)

委託料の内訳

名称	摘要	数量	単価	金額	備考
1 警備料		1式			
2 導入時設置機器代					2及び3は 買取機器 を取り替える 場合
(1)電気錠	電気錠コントローラー	2個			
	遠隔操作器	1個			
	スケジューラ	1個			
	テンキーリーダー	2個			
(2)キーボックス	鍵収納ボックス	2個			
3 機器設置費		1式			
小計					1+2+3
4 消費税等					
合計 (5年分の契約額)					1+2+3+4
(年 額)					契約金額 ×1/5
(月 額)					年額 1/12